

令和7年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

(回答)

令和7年10月31日

佐賀市

1 稼ぐ農業の確立について

本市の農業は、平坦地域では、「米、麦、大豆」による二毛作を中心とした土地利用型農業やイチゴ、アスパラガス、トマト等の施設野菜、たまねぎ、レンコンなどの露地野菜の栽培が盛んに行われています。中山間地域では、米、ホウレンソウ・ピーマンを中心とした施設野菜、露地みかん等の生産が行われており、全国有数の高い耕地利用率を誇っています。

一方で、農業経営は、「農業資材・肥料・燃料の高騰」「気候変動等による品質低下、収穫量の減少」などの影響により、厳しい状況が続いています。

このような中、市内の農家からは、「スマート農業導入に係る支援の強化と説明会・意見交換会を実施してほしい。また、国・県の農業用機械の支援に対する要件が高いため緩和してほしい。」などの意見が寄せられています。

また、ブランド化と販路拡大のために、「市認定制度による6次産品のブランド化」「農商工連携の推進」などの様々な施策が講じられています。

その一方で、産地間競争が激化しているため、今後の厳しい競争から生き残るための新商品の開発、新たな市場開拓等を行っていく必要があります。

市内の農家からも、「新たな販路として輸出（アジア圏内）への取り組みを検討して欲しい。」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の検討等をお願いします。

(1) スマート農業導入に係る支援の強化と意見交換会の実施及び補助申請要件の緩和

本市では、スマート農業による農作業の省力化・効率化を推進しており、国・県の基準より緩和した市独自の基準を定め、スマート農業機器の導入に対する支援を行っています。

6年度から作付面積の拡大や農地の集約・集積を行う等の意欲ある担い手に対し、大型機械等を補助の対象にするなど、補助内容につきましても、年々見直しを行い拡充しています。

また、事業を行うにあたり、実際に機器を使用する方の意見は大変重要と考えていますので、機器の操作体験ができる現地研修会や先進事例の紹介を行う講演会を開催し、農家の方の声や意見を直接聞く場を設けています。

一方、国・県の補助事業には、市と比べると要件が高く、採択が困難な事業もありますので、国や県との協議の場では、市の農家の現状を説明し、要件の緩和を申し入れたいと考えています。

(2) 農産物の販路拡大（輸出含む）と、ブランド化の推進強化

農産物の販路拡大については、企業ニーズに応じた農産物の生産「企業と農業者のマッチング」による販路開拓など、継続して取り組んでいます。

また、輸出への取り組みとして、県やJAを中心に関係市町で構成する「佐賀県農林水産物等輸出促進協議会」において、「佐賀牛」や「いちごさん」など県産ブランド農産物を中心に、香港、ベトナム、シンガポールなどに輸出されています。

本市独自の取り組みとして、これまでに、市内の農漁業者が生産販売する加工品等について当協議会と連携し、シンガポールのバイヤーを対象としたWEB商談会や、香港の小売店でのテストマーケティングなどを実施しました。

また、大和町の農家が取り組んでいる、ベトナムへの温州みかんの輸出に必要な検疫のための現地調査など、県と連携し継続して支援を行っています。

次に、農産物のブランド化の推進につきまして、優れた6次産品を「いいモノさがし」として認定し、市内外に広くPRする等、今後も引き続き、PRや販売活動を通じた農産加工品等のブランド力強化による、農産物の付加価値の向上と販路の拡大、地域イメージの向上に繋がるよう支援して行きたいと考えています。

2 担い手の確保・育成について

現在、本市では、担い手の確保・育成に向けて「意欲ある新規就農者の確保・育成」「多様な担い手の確保・育成」「集落営農組織・法人組織の育成」「認定農業者の育成」など様々な施策が講じられ、促進が図られています。

一方で、わが国は少子高齢化による担い手・後継者不足の問題に直面しており、集落営農組織の法人化による体制の見直しなどに取り組む必要があります。

このような中、市内の農家からは、「農業従事者の高齢化が急速に進行しており、今後数年以内に多数の離農が予想される。このまま次の担い手が育たないと地域の農地維持が困難となり、農業の基盤が失われてしまう。」「農地の荒廃をなくすためにも地区を越えた就農者の確保をしてほしい。」「新規就農者の支援・育成・設備導入時の助成金の拡充をしてほしい。」「集落営農組織の法人化についての説明会の開催と支援の強化をしてほしい。」「大規模農家だけではなく、小規模農家、兼業農家の機械・施設導入時の補助支援をしてほしい。」など様々な意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の拡充等をお願いします。

(1) 新規就農者の支援・育成・設備導入時の助成金の拡充

新規就農者のための「トレーニングファーム事業」や受け皿となる「園芸団地」の整備等を行い、地域農業の担い手として確保・育成を図り産地維持に向けた取り組みを行っています。

新規就農者に対して、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付や、機械・施設等の導入及び営農開始に必要な生産資材等の購入に対し、補助事業を活用し支援しています。

また、農作業の省力化・効率化を推進しており、スマート農業機器等の導入に対しましても支援を行っているところです。

(2) 集落営農組織の法人化への支援の強化

営農組織の法人化は、地域農業の持続的発展や安定的な農業経営を持続していくための手段の一つであると考えています。

そのため、集落営農組織の法人化を含めた地域内での話し合いや先進事例の調査・研究等を行う場合、必要となる経費に対して支援していくとともに、引き続き、県やJAなどの関係機関と連携し、法人研修会を通じ優良事例の紹介や地域での話し合い等の場で支援を行ってまいります。

(3) 地域農業の維持に向けた小規模農家、兼業農家への機械・施設導入の補助支援

小規模農家や兼業農家は地域農業を支える担い手であり、農地の保全や遊休農地化の未然防止、担い手の確保などの重要な役割を果たしており、大規模農家の育成だけでなく、小規模農家も含む農業の担い手への支援は必要なことと考えています。

そのため、本市では、国・県よりも要件を緩和した、独自のスマート農業機器等の導入に対する補助や、新技術・新規作物の栽培に必要な機械等に対する支援を行っています。

今後も、国や県の施策との連携や市独自の取り組みにより、地域農業の維持に努めてまいります。

3 農地の保全と利用促進について

土地利用型農業が盛んな本市では、これまで農業生産基盤の整備が進められてきましたが、近年、農業用施設等の老朽化による機能低下などが問題となっていますので、再度農地の基盤整備・改良等を進める必要があります。

市内の農家からは、「排水路の除草剤による雑草繁茂の抑制を試みているが排水機能が低下しつつあり、また、地域に差を感じているため地域の特性に合わせた対策を検討してほしい。」「近年これまでに経験したことのない度重なる豪雨・多雨により、畦、法面の崩壊や土砂流入、漏水被害があり、水路消去の進行が早まっているため、従来の土地基盤整備計画の見直しや新たな整備事業の促進を図ってほしい。」「非効率的農地は、農業用倉庫や宅地化しやすいように農業振興地域の運用見直しを図ってほしい。」「畑地化状態で行う乾田直播の推奨とその試験圃場の設置について検討してほしい。」といった様々な意見が寄せられています。

また、本市における農業被害の中でも依然として、平坦地域では、カモ・カラス等、中山間地域では、イノシシ、アライグマ等による食害が続いており、農業収益・収穫量の減少、営農意欲の低下などを招いています。

こうした状況から「カモ対策として、水路へのテグス設置の強化をお願いしたい。」「猟友会での有害鳥獣駆除、カモ・カラス対策として、黒ビニール旗による対策の強

化を検討してほしい。」「ワイヤーメッシュによるイノシシ侵入防止の拡充と猟友会の高齢化が進んでいるため、会員確保のための報酬捕獲報償金の増額を検討してほしい。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の見直し等をお願いします。

(1) 土地基盤整備計画の見直し、新たな整備事業の促進

本市では、ほ場整備事業が概ね完了しており、現在は経年劣化した施設の再整備に取り組んでいます。久保田地区においては、揚水機場の改修、パイプラインの更新工事、暗渠排水の整備など、農業基盤の維持・強化を進めています。

一方、新たな整備計画については、東与賀地区において事業採択を目指し、現在、計画の策定に向けて国・県と協議を進めているところです。

(2) 農業振興地域の運用見直し

農地は、農業振興を図る必要がある区域を農用地区域としてゾーニングし、良好な状態で維持・保全し、その有効活用を図ることが重要であると考えています。

一方で、開発により宅地等に囲まれて孤立した農地や道路等により分断された不整形・狭小な農地、集团的農地の縁辺部に位置し今後も農地としての活用が見込めない農地など、周辺環境変化等により、農用地区域として適当ではないと判断した農地については、概ね5年ごとの農業振興地域整備計画の見直しにおいて、農業振興に支障がない範囲で農用地区域から除外することを検討しています。

今後、関係者の意見を聞きながら、農業振興地域の整備に関する法律をはじめ国や県の基本方針に従い、計画の見直し作業を進めて行く予定です。

(3) 水稻の乾田直播とその試験圃場の設置について

乾田直播は、代かき作業と育苗作業の省力化が図れるほか通水時期以前にはほ場の準備ができ、春作業の集中を避けたい大規模農家や集落営農でも取り入れられ、全国的にも注目を集めています。

本市としましても農業者の高齢化や担い手不足が進行するなか、省力的な乾田直播は地域農業を守るための一つの手段として注目しております。

佐城農業振興センターでは、今年度より乾田直播の実証圃場を設け、生育調査等を行っていますので、その状況を確認し、県やJA等と協力して乾田直播について周知などに取り組んでいきたいと考えています。

(4) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣の対策の強化

中山間地域のイノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、猟友会による「捕獲対策」や、ワイヤーメッシュ柵等の導入補助による農地への「侵入防止対策」、自衛活動組織等により集落に近づけない「棲み分け対策」を3本の柱として取り組んでいます。

また、新たな取り組みとして、ICT機器等の最新技術を使ってイノシシを効果的に捕獲するため、今年度はドローンを夜間飛行させ、赤外線カメラでの山際のイノシシの生息域調査を行い、効果的なわなの設置など、イノシシ被害の軽減に取り組んでいます。

次に、平坦地域の鳥類等の有害鳥獣対策につきましては、猟友会による駆除をはじめ、カモ被害が多い地域には、水路へのテグスの設置を推進しています。

テグスを設置することで圃場への侵入を防ぐ効果がありますので、今年度もテグスを配布し、設置いただくことで麦のカモからの食被害軽減を図り、その効果を普及させたいと考えています。

今後も、カモ対策につきましては、佐賀大学等の専門家の協力を得ながら効果的な方法を検討して行きます。

(5) 猟友会会員の高齢化問題に対する施策の検討と捕獲報償金の見直し

猟友会への新規加入者を増やすため、有害鳥獣駆除を目的として、新たに狩猟免許を取得された方には、取得費用の一部を助成しています。

猟友会の会員が引き続き、有害鳥獣駆除を目的に狩猟免許の更新をする場合にも、更新費用の一部助成を行い、会員数の維持に努めています。

また、新たな取り組みとして、猟友会会員が捕獲したイノシシを民間処理加工施設との連携した取り組みによるジビエ利用だけでなく、化粧品やペットフード等にまるとして利用する有効活用と捕獲イノシシの埋設処理に係る猟友会会員の負担軽減を図りたいと考えています。

次に、本市が委員として所属する「佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会」の捕獲報償金は、狩猟期ではイノシシの成獣の報償金が14,100円だったものを、狩猟期以外と同様に年間を通して17,000円に見直しています。県内市町の捕獲報償金を調査した結果、平均額は14,150円で、17,000円は県内で最も高い金額となっています。

今後も県内の状況を注視し、必要があれば適切な金額になるよう、協議会に働きかけたいと考えています。

4 地域内循環の促進について

近年、食の安全・安心に対する関心が高まり、市内の農家は、消費者に安心して食べてもらえる農産物の生産に努めています。市内の小売店や農産物直売所では、地元農産物の販売が積極的に行われ、本市の農家が市民の食を支えており、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

地元農産物の消費拡大に向けて、さらに生産者と消費者の相互理解を促進するとともに、生産・消費の場が近接している有利性を活かし、地産地消を推進する必要があります。

このような中、市内の農家からは、「食と農の相互理解が深められるような農産物

フェアなどのイベントの促進を図ってほしい。」などの意見が寄せられています。
以上のことから、次の施策の推進等をお願いします。

(1) 食と農の相互理解が深まる農産物フェアなどのイベントの開催

地産地消を推進するため、消費者に直接市産農産物の魅力を伝える取り組みとして、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場内の「憩いの広場」に市内農家や直売所等による販売エリアとして「うまかもん市場」を開設し、佐賀市の農林水産物等を幅広くPRしています。

また、生産者等が自ら消費者に対面販売する「農産物フェア」を佐賀駅南口商業施設の店舗運営者と連携を図り、年2回実施しています。

この他、都市住民が農業を身近に感じてもらえるよう、北部山間地域や南部の平坦地の特色を活かした食と農を題材に「消費者体験ツアー」や、農業者等が自ら企画・実施する農業体験等交流事業に対する支援しており、これらの取り組みを通して、消費者と生産者の交流や相互理解を推進していきたいと考えています。

5 “農”のあるまちづくりの推進について

市内の農山村地域においては、人口減少、少子高齢化問題に伴い、地域経済の低迷や小規模集落、高齢者集落の増加による地域活力の低下を招いています。

将来に渡って、安心して豊かに暮らせる農山村環境づくりのための水路や農道の再整備が必要になります。

一方で近年、市内外の都市住民を中心に、豊かな食・環境・観光へのニーズの関心が高まっています。

このような中、市内の農家からは、「中山間地域などにおいて、農村的な集落維持と自給率向上、土地の有効利用のため、非効率な環境下での農地集約化、集落の環境にも関わる水路、ため池等の管理など農業に関する公共的な取り組みも積極的に行ってほしい。」「水田に繁殖しているジャンボタニシ・ホテイアオイの駆除対策の強化をしてほしい。」「外来水草の駆除を早急をお願いしたい。」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いします。

(1) 快適な農村環境の整備に向けて、集落内の水路や農道の維持・保全と整備の実施

農村集落では、農村振興総合整備事業により、これまで水路の法面保護、浚渫など9地区（西与賀、嘉瀬、北川副、本庄、蓮池、大和、諸富、川副、東与賀）において生活環境の改善を行っています。

今後は、令和8年度より3地区（鍋島、高木瀬、兵庫）を予定しています。

また、農業用水路や農道の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金をはじ

め、維持補修工事、原材料支給制度や浚渫補助金制度により支援を行っています。

(2) 農村集落の生態系に悪影響を及ぼしている外来水草の被害対策の強化

特定外来生物について、本市では平成22年ごろにナガエツルノゲイトウ、平成25年ごろからブラジルチドメグサの生育が確認されています。

これらの外来生物に対し、本市では防除実施計画を策定するとともに、①計画的な駆除、②効果的な駆除、③市民、関係機関との連携を3つの柱として、対策に取り組んでいます。

通常の除去事業のほか新たに緊急浚渫推進事業を令和3年度から実施し、浚渫により水路底に根付いた根の撤去も行ってきました。

また、県においても嘉瀬地区、本庄地区の県営クリーク防災機能保全対策事業では、農業用クリークの浚渫及び張コンクリートや防草シートを行い、ナガエツルノゲイトウの除去及び繁茂抑制を図っています。

また新たに今年度より、国の研究機関において取り組まれている薬剤を用いた科学的防除技術の開発について、佐賀市での実証実験が予定されています。

さらに、地元においては、多面的機能支払交付金事業を活用した除去を令和3年度から実施されています。

これまで、本市だけの活動では限界があったことから、対策予算の拡充とともに、国、県、地元との協力連携を図って行くことで、効率的な駆除の実施に努めていきます。

(3) 水稻の生育に悪影響を及ぼすジャンボタニシの被害対策の強化

稲の生育に悪影響を及ぼすジャンボタニシの被害対策強化は、通年対策として貝や卵塊の駆除、取水期間は侵入防止対策、苗の移植後は食害防止、冬季対策は越冬個体の駆除など年間を通して様々な方法を組み合わせ、地域全体で取り組むことが重要であります。このため、農林水産省や県農業再生協議会などが作成した防除対策マニュアルを参考に生産組合長会議等で周知を行っています。

また、県では本年度「スクミリンゴガイ対策モデル実証事業」を県内の農業協同組合を事業実施主体として、優良事例創出及び地域や組織単位での対策強化に取り組まれております。

今後、この取り組みの成果を県に確認し、より効果的な対策について周知などに取り組んでいきたいと考えています。